

秋田県地震体験車貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災・避難訓練や防災学習の充実強化を図り、県民の防災意識を啓発するため、地震体験車（以下「体験車」という。）の貸出に関して必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 体験車の貸出対象は、秋田県内に所在する消防機関とする。

(借受手続等)

第3条 体験車の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、所在地を所管する消防機関に「地震体験車利用申込書（様式第1号）」により申し込むものとする。

2 前項の申込みを受けた消防機関（以下、借受消防機関）という。は、秋田県総合防災課消防保安室（以下、「消防保安室」という。）に「地震体験車借受申請書（様式第2号）」を提出しなければならない。

(貸出承認等)

第4条 消防保安室は、前条第2項に規定する申請について、防災知識の普及啓発事業として適切と認めた場合には貸出を承認し、「地震体験車貸出承認書（様式第3号）」を交付する。なお、利用申請の期間等が重複した場合は、申請の提出順により貸出の承認を行う。

(貸出期間)

第5条 体験車の貸出期間は、防災知識の普及のための訓練、講習会等において実際に稼動させる日のほか、借受及び返還に要する日を含む。

2 前項の期間は、原則として、1回1週間以内とする。

(転貸等の禁止)

第6条 借受消防機関は、体験車を第三者に転貸し、利用計画と異なる運用を行い、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

(貸出承認の取消)

第7条 消防保安室は、借受消防機関が前条の規定に違反した場合は、第4条による承認を取り消すことができる。

(運転・操作等)

第8条 体験車の運転・操作は、消防職員が行うものとする。

2 運転・操作を行う者は、体験車について、事前にその機能等に関する知識を修得し、かつ充分な注意を払い、事故防止及び機器の管理に努めなければならない。

(費用の負担)

第9条 体験車の貸出期間中に要した燃料費等消耗品の費用は、全て借受消防機関の負担とする。

2 前項の規定は、借受消防機関が、利用者に前項に規定する費用の負担を求めるこ

を妨げるものではない。

(事故報告等)

第10条 借受消防機関は、事故又は故障が生じたときは、遅滞なく、その旨を消防保安室に報告しなければならない。

(事故等の責任)

第11条 体験車の貸出期間中に発生した事故等（交通事故を含む。）の責任（費用負担を含む。）は、借受消防機関が負うものとする。

第12条 借受消防機関は、その責めに帰すべき事由により体験車を損傷した場合は、原状に回復するための費用を負担しなければならない。

(返還)

第13条 借受消防機関は、体験車の使用が完了したときは、「地震体験車使用報告書（様式第4号）」を消防保安室に提出し、体験車を指定された場所に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、体験車の貸出に必要な事項は、消防保安室が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に必要な準備行為はできるものとする。
- 3 平成25年度に限り、第3条の規定にかかわらず、随時申請の対応をするものとし、第4条の規定にかかわらず、毎月末までに翌月以降の貸出予定表を県のホームページに掲示する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月13日から施行する。